

# 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会理事会設置要綱

## (目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会（以下「委員会」という。）の運営等について協議、調整を行うため、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会理事会（以下「理事会」という。）を設置する。

## (構成)

- 第2条 理事会は、山形県議会会派協議会の構成員（議長及び副議長を除く。）、各常任委員会の委員長、3特別委員会の委員長をもって構成する。
- 2 理事会の座長は、議会運営委員会の委員長をもって充てる。
  - 3 理事会内に幹事会を置き、委員会委員長及び副委員長、山形県議会会派協議会の構成員（議長及び副議長を除く。）をもって構成する。
  - 4 幹事会の座長は、理事会座長をもって充てる。

## (会議)

- 第3条 理事会及び幹事会は、座長が招集する。
- 2 座長に事故があるときは、予め座長が指名する理事が座長の職務を行う。
  - 3 座長は、必要があると認めるときは、理事会の構成委員外の委員の出席を求めることができる。

## (協議事項等)

- 第4条 理事会は、委員会の運営、意見書及び提言内容等に関する協議、調整を行う。
- 2 幹事会は、理事会及び委員会の運営の企画立案を行う。

## (報告)

第5条 座長は、理事会で協議、調整した結果を必要に応じて委員会に報告するものとする。

## (設置期間)

第6条 理事会は、委員会が審査終了を議決するまで存置するものとする。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、理事会の運営に必要な事項は、理事会において協議のうえ決定する。

## 附則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

この要綱は、令和3年3月18日から施行する。